

介護老人保健施設すこやか苑 施設利用契約書

(令和 8 年 8 月 1 日)

(契約書の目的)

第 1 条 利用者_____ (以下「利用者」という) と介護老人保健施設すこやか苑 (以下「当施設」という。) は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、居宅における生活への復帰を目指した介護保健施設サービスを提供することを目的とします。

また、当施設は、利用者の心身の状態に応じて作成される施設サービス計画に基づき、介護・看護・機能訓練その他必要なサービスを提供します。

一方、利用者及び身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約書の目的とします。

(適用期間)

第 2 条 本契約書は、利用者が介護老人保健施設利用契約書を当施設に提出したのち、入所利用同意書を提出した日から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第 3 条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

①行為能力者（民法第 20 条第 1 項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること

②弁済をする資力を有すること

2 身元引受人は、利用者が本契約書上当施設に対して負担する一切の債務を極度額 50 万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。

3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。

①利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。

②入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。

4 身元引受人が第 1 項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第 1 項但し書の場合はこの限りではありません。

5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの契約解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、本契約書に基づく入所利用を解除することができます。

- 2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの契約解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約書に基づく入所利用を解除することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合
 - ②当施設において定期的に実施される入所継続検討会議において、退所して居宅において生活ができると判断された場合
 - ③利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な介護保健施設サービスの提供を超えると判断された場合
 - ④利用者及び身元引受人が、本契約書に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず20日間以内に支払われない場合
 - ⑤利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ⑥第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
 - ⑦天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合
- 2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本契約書に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約書に基づく介護保健施設サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して当施設に対し当該合計額をその月27日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の介護保健施設サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。

3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。

5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(要望又は苦情等の申出)

第9条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する介護保健施設サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

①当施設の相談窓口

苦情相談担当・・・・・・支援相談員

電話番号・・・・・・0986-39-1107

②当施設以外に、市町の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

- ・ 都城市 介護保険課 0986-23-2114
- ・ 都城市社会福祉協議会 0986-25-2123
- ・ 国保連合会 0986-35-5301

（賠償責任）

第10条 介護保健施設サービスの提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

（協議事項）

第11条 この契約書に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

（裁判管轄）

第12条 利用者と事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審裁判所とすることを予め合意します。

<別紙 1>

介護老人保健施設すこやか苑のご案内

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

設 置 主 体：医療法人社団明恵会

施 設 の 名 称：介護老人保健施設すこやか苑

所 在 地：都城市大岩田町 5 8 1 2 番地

連 絡 先：電話 (0986-39-1107) Fax (0986-39-5559)

代 表 者：山内 明

事 業 所 番 号：4570205007

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔介護老人保健施設すこやか苑の運営方針〕

1. 当苑は、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上での世話をを行う事により、入所者がその有する能力に応じた日常生活を営む事が出来るようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指します。
2. 当苑は入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立って介護保健施設サービスの提供に努めます。
3. 当苑は明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町、居宅介護支援事業者（居宅介護支援事業を行う者）、居宅サービス事業者（居宅サービス事業を行う者）、他の介護保健施設その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 施設の職員体制及び職務の内容

	常 勤	非常勤	夜 間	業務内容
・ 管理者	1	0	0	施設の管理
・ 医 師	1	1	0	診療部門
・ 看護職員	6	3	1	看護・介護業務
・ 薬剤師	1	0	0	薬剤管理
・ 介護職員	19	1	2	介護業務
・ 支援相談員	2	0	0	利用者の相談

・理学療法士	2	0	0	機能回復訓練
・作業療法士	1	0	0	機能回復訓練
・言語聴覚士	0	0	0	機能回復訓練
・管理栄養士	0	0	0	利用者の栄養管理
・栄養士	1	0	0	利用者の栄養管理
・介護支援専門員	1	0	0	ケアプラン作成
・事務職員	1	0	0	事務業務
・その他	1	0	0	営繕業務

(4) 入所定員等

入所定員 80 名

・療養室 個室：2 室、2 人室：5 室、3 人室：0 室、4 人室：17 室

通所定員 20 名

2. サービス内容

①施設サービス計画の立案

②短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案

③通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案

④食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）

朝食 8 時 00 分～9 時 00 分

昼食 12 時 00 分～13 時 00 分

夕食 17 時 30 分～18 時 30 分

⑤入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低 2 回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

⑥医学的管理・看護

⑦介護（退所時の支援も行います）

⑧リハビリテーション

⑨相談援助サービス

⑩栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理

⑪利用者が選定する特別な食事の提供

⑫理美容サービス（原則月 1 回実施します。）

⑬基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）

⑭行政手続代行

⑮その他

*これらのサービスのなかには、利用者から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関

医療機関名称と住所

医療法人社団明恵会 早水公園クリニック・・・都城市早水町4 5 0 3-1 6

医療法人弘征会 西浦病院・・・・・・・・・・都城市広原町6号1 2番地

医療法人仁愛会 横山病院・・・・・・・・・・都城市都島町5 0 6番地

医療法人明成会 吉松病院・・・・・・・・・・都城市蔵原町5-2 9

医療法人社団紀章会 山崎歯科医院・・・・・・・・都城市松元町9-1 5

- ・緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

- ・面会・・・・・・・・・・午前9:30～16:00まで（事前に予約下さい）。
- ・外出・外泊・・・・・・・・要相談（施設長の許可が必要）。
- ・飲酒・喫煙・・・・・・・・要相談（施設長の許可が必要）。
- ・火気の取扱い・・・・・・・・施設内での火気使用は禁止します。安全管理上、ライター・マッチ等の持ち込みについては職員へご相談ください。
- ・設備・備品の利用・・・・・・・・施設内の設備・備品は適切にご使用ください。故意または重大な過失による破損等があった場合は、実費をご負担いただく場合があります。
- ・所持品・備品等の持ち込み・・私物の持ち込みは必要最小限とし、持ち物には必ず氏名をご記入ください。危険物や他利用者の迷惑となる物品の持ち込みは禁止します。
- ・金銭・貴重品の管理・・・・・・・・金銭・貴重品は原則として利用者またはご家族で管理してください。紛失等について、施設では責任を負いかねる場合があります。
- ・外泊時等の施設外での受診・・施設外で受診される場合は、事前に施設へご連絡ください。受診結果や処方内容についても速やかにお知らせください。
- ・宗教活動・・・・・・・・他の利用者に対する宗教活動、政治活動、勧誘行為等のご遠慮ください。
- ・ペットの持ち込み・・・・・・・・衛生管理及び安全管理上、持ち込みは原則禁止です。

5. 非常災害対策

- ・防災設備・・・・・・・・スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、火災通報装置、誘導灯、非常放送設備等を設置しています。設備は法令に基づき定期的に点検・整備を行います。
- ・防災訓練・・・・・・・・年2回以上、火災・地震等を想定した避難訓練および消火訓練を実施します。必要に応じて夜間想定訓練を行います。
- ・非常時の対応・・・・・・・・災害発生時には、職員の誘導に従い速やかに避難して下さい。利用者の安全確保を最優先に対応します。

- ・災害時の連絡体制・・・災害や事故等が発生した場合には、ご家族・緊急連絡先へ速やかに状況を連絡します。
- ・備蓄品の整備・・・非常食、飲料水、衛生用品、医薬品等を備蓄し、災害時に備えています。
- ・地域との連携・・・地域の消防署、医療機関、行政機関等と連携し、非常時に対応できる体制を整備しています。

6. 虐待防止のための措置に関する事項

当施設は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ①虐待防止のための指針の整備
- ②虐待防止のための委員会の定期的開催
- ③職員に対する虐待防止研修の実施
- ④虐待防止に関する担当者の設置
- ⑤当施設は、サービス提供中に当該施設職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ通報します。

7. 緊急時の対応

当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における介護保健施設サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

8. 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

9. 感染症対策等

当施設は、感染症の発生及びまん延防止のため、関係法令及び行政機関の指針等に基づき、必要な措置を講じます。

- 2 利用者、身元引受人及び利用者の家族等は、感染症対策の重要性を理解し、当施設が実施する感染防止対策に協力するものとします。
- 3 感染症の発生又はまん延のおそれがある場合、当施設は、利用者の安全確保のため、面会の制限、中止、外出・外泊の制限、健康状態の確認その他必要な措置を講じることがあります。
- 4 利用者、身元引受人又は利用者の家族等は、発熱、咳その他感染症が疑われる症状がある場合には、速やかに当施設へ申し出るものとします。

- 5 当施設は、感染症対策に関し、国、都道府県、市町村その他関係行政機関による指導、要請又は通知等があった場合には、これに基づき必要な対応を行うものとします。
- 6 前各項に基づく措置により、通常のサービス提供内容の一部変更又は制限が生じる場合があります。

10. 身体の拘束等

当施設は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じます。

- ①身体的拘束等適正化のための指針を整備すること
- ②身体的拘束等適正化のための対策を検討する委員会を定期的開催すること
- ③職員に対し身体的拘束等適正化のための研修を定期的実施すること
- ④緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11. ハラスメント防止について

当施設は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるよう、ハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 当施設内において行われる、優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は、組織として許容しません。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- (3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当施設職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

② ハラスメント事案が発生した場合、即座に対応し、再発防止会議等により再発防止策を検討します。

③ ハラスメントと判断された場合には、行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

12. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

13. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（電話0986-39-1107）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関ロビーに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

14. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

介護老人保健施設サービスについて

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されます。その際、ご本人、利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、計画の内容について同意をいただきます。

◇医療：

介護老人保健施設は、入院の必要がない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

◇リハビリテーション：

原則としてリハビリテーション室（機能訓練室）にて行いますが、施設内でのすべての活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理：

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス：

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金の概要

当施設の利用料金は、以下の費用で構成されます。

区分	内容
介護保険給付対象サービス	介護保険適用分（1～3割負担）
介護保険給付対象外サービス	居住費・食費・日用品費等
その他実費負担	理美容代、特別行事費等

4. 介護保険給付対象サービス利用料

（1）基本施設サービス費

※介護保険負担割合証に記載された割合（1割・2割・3割）が自己負担となります。

介護保険施設サービス費（i）従来型個室（基本型） *日額

要介護度	1割負担	2割負担	3割負担
要介護度 1	717 円	1,434 円	2,151 円
要介護度 2	763 円	1,526 円	2,289 円
要介護度 3	828 円	1,656 円	2,484 円
要介護度 4	883 円	1,766 円	2,649 円
要介護度 5	932 円	1,864 円	2,796 円

介護保険施設サービス費（Ⅲ）多床室（基本型） ＊日額

要介護度	1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護度 1	793 円	1,586 円	2,379 円
要介護度 2	843 円	1,686 円	2,529 円
要介護度 3	908 円	1,816 円	2,724 円
要介護度 4	961 円	1,922 円	2,883 円
要介護度 5	1,012 円	2,024 円	3,036 円

（２）加算料金

※以下は 1 割負担の場合の額です。2 割・3 割負担の場合は、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて自己負担額が変わります。

種類	利用料・内容
初期加算（Ⅱ）	30 円／日 入所後 30 日以内に限り、1 日につき加算されます。
夜勤職員配置加算	24 円／日 夜勤勤務態勢が基準を上回る配置をしている場合に加算されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	（Ⅰ）22 円／日 介護福祉士の体制状況により加算されます。
短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）	200 円／日 入所後 3 ヶ月以内に限り、医師やリハビリスタッフ等により集中的に（1 週間に概ね 3 日以上）リハビリテーションを行った場合、1 日につき加算されます。
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	40 円／月 入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出します。
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）	10 円／月 介護ロボットや ICT 等のテクノロジーの活用を促進し、業務改善の取組を行います。
介護職員等処遇改善加算Ⅰ口	所定単位数の 9.7%を乗じた単位数 介護職員等の処遇改善を目的として加算されます。
療養食加算	6 円／回 医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算されます。
退所時栄養情報連携加算	70 円／回 特別食提供者または、低栄養状態にあると医師が判断した入所者に、管理栄養士が退所先の医療機関などに情報提供をする場合に加算されます。
外泊時費用	362 円／日 外泊時における居住費は加算されます。入所利用者が外泊された際のサービス利用費です。
入退所前連携加算	（Ⅰ）600 円／回、（Ⅱ）400 円／回 （Ⅰ）入所者が退所後に居宅介護支援事業所と連携し、入所者の同意を得て退所後の居宅サービスなどの利用方針を決める場合。 （Ⅱ）入所者が利用を希望する居宅介護支援事業所に対し、入所者の同意を得て診療状況を示す文書を添えて、居宅サービス等に必要な情報を提供し、退所後の居宅サービスなどの利用に関する調整を行う場合。

入所前後訪問指導加算	(Ⅰ) 450 円／回、(Ⅱ) 480 円／回 入所日前後に居宅を訪問し、施設サービス計画書の策定及び診療方針を決定した場合に加算されます。
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 500 円、(Ⅱ) 250 円／回 居宅や医療機関へ退所する際、主治医に入所者の診療状況を示す文書を添えて紹介を行った場合に加算されます。
訪問看護指示加算	300 円／回 退所後の訪問看護に、入所者の診療状況を示す文書で紹介を行った場合に加算されます。
排せつ支援加算 (Ⅰ)	10 円／月 排泄の介護を要する入所者に対し、多職種が協働して支援計画を作成し、計画に基づき支援した場合に加算されます。
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)	3 円／月 褥瘡発生を予防するため、褥瘡発生と関連の強い項目について定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理する場合に加算されます。
安全管理対策体制加算	20 円／回 事故発生防止のための指針を整備し、発生した場合などの報告と原因分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備します。また、事故発生防止のための委員会と従業者への研修を定期的実施します。
安全管理体制未実施減算	- 50 円／日 運営基準における事故発生または再発を防止するための措置が講じられていない場合。
栄養管理の基準を満たさない場合	- 14 円／日
身体拘束廃止未実施減算	介護報酬減算に応じて

5. 介護保険給付対象外費用

(1) 食費

1 日 1,545 円

ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている以下の負担限度額が、1 日にお支払いいただく食費の上限となります。

第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
300 円／日	390 円／日	680 円／日	1,420 円／日	1,545 円／日

(2) 居住費

従来型個室：1,728 円／日 多床室：437 円／日

ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が、1 日にお支払いいただく居住費の上限となります。

	第 1 段階	第 2 段階	第 3 段階①	第 3 段階②	第 4 段階
多床室	0 円／日	430 円／日	430 円／日	530 円／日	437 円／日
従来型個室	550 円／日	550 円／日	1,370 円／日	1,470 円／日	1,728 円／日

（３）介護保険適用外のお支払いについて

項目	費用
日用品費	実費（利用者負担）
教養娯楽費	実費（利用者負担）
洗濯代	実費（利用者負担）

（４）その他実費負担

必要に応じて利用者負担となる費用です。

項目	費用
理美容代	1,500 円
医療費	医療機関受診時の自己負担
特別行事費	実費
おむつ代	施設サービス費に含まれるため、別途徴収いたしません。

6. 支払方法

支払方法	内容
口座振替	指定口座より自動引落
振込	指定口座への振込

※利用月の翌月に請求書を発行します。支払期日は請求書に記載します。

7. キャンセル・退所時の費用

利用者の都合により退所される場合、利用日数に応じた費用をご負担いただきます。

医療機関受診時の交通費等は、実費負担となる場合があります。

8. 高額介護サービス費制度等

以下の制度により、利用者負担の軽減を受けられる場合があります。

・高額介護サービス費制度

詳細は市区町村窓口へお問い合わせください。

<別紙 3>

ご利用者及びそのご家族の個人情報の利用目的

(令和 8 年 8 月 1 日現在)

介護老人保健施設すこやか苑では、利用者様及びそのご家族様の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設すこやか苑入所利用同意書

令和 年 月 日

介護老人保健施設すこやか苑入所にあたり、利用者に対して入所利用契約書および本書面に基づいて重要事項説明書を説明しました。

所在地 都城市大岩田町 5812 番地
名 称 医療法人明恵会 介護老人保健施設すこやか苑 印

説明者 職 種 支援相談員 氏名 印

介護老人保健施設すこやか苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用契約書及び別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

<利用者>

氏 名 印 住 所

<利用者の身元引受人>

氏 名 印 住 所

介護老人保健施設すこやか苑
代表者 山内 明 殿

【請求書・明細書及び領収書の送付先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	

【緊急時及び事故発生時の連絡先】

・氏 名	(続柄)
・住 所	
・電話番号	